

## 天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）第1条の2に規定する特別給付における訪問理美容サービス費（以下「サービス費」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 サービス費の支給の対象者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 天理市に居住し、同市の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) 本市の介護保険被保険者のうち、理美容店舗において提供されるサービスを利用することが困難な在宅の者。
- (3) 介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく要介護4又は要介護5の認定を受けている者。

(利用の申請)

第3条 サービス費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給申請書（様式第1号）及び訪問理美容サービスの利用を記載したケアプランを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者は、申請者に代わって申請を行うことができる。

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の審査の結果、適当と認めるときは、天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給決定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

2 市長は、前条の審査の結果、適当と認めないときは天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給却下通知書（様式第3号）を申請者に通知する。

3 市長は、第1項の決定をした対象者（以下「利用者」という。）に

天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)を当該年度分として4枚交付する。

但し、交付を決定した日が7月1日以降の場合は3枚、10月1日以降の場合は2枚、1月1日以降の場合は1枚とする。

(利用者の登録)

第5条 市長は、利用者の住所及び氏名等を、登録台帳に登録する。

(利用者の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービス費の支給を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院へ入所したとき。
- (3) 利用者が有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム又は老人短期入所施設に入所したとき。
- (4) 利用者が高齢者専用で居住する形態の施設に入居又は入所したとき。
- (5) 利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく共同生活援助又は施設入所支援を受けたとき。
- (6) 利用者が医療機関に入院したとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりサービス費の支給を取り消したときは、天理市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給決定取消書(様式第5号)を利用者又は介護者に通知する。

(登録事業者及びサービス)

第7条 訪問理美容サービス(以下「サービス」という。)は、奈良県理容生活衛生同業組合天理支部会員及び奈良県美容業生活衛生同業組合天理支部会員でこのサービスの趣旨に賛同する者(以下「登録事業者」という。)が利用者宅へ訪問し、整髪及び顔剃りを行うもの

とする。ただし、美容師は、顔剃りを行わないものとする。

(利用の方法)

第8条 利用者は、サービスを受けるときは、登録事業者と利用日時を調整し利用する。

2 利用者は、サービスを受けたときは、その都度利用券を提出し、第4項に規定する自己負担利用料を支払い、サービスを受けるものとする。

3 利用者は、サービスの利用に当たっては、登録事業者に介護保険被保険者証を提示しなければならない。

4 利用者の自己負担利用料は、1回あたり2,000円とする。

(不正使用の禁止)

第9条 利用者は、利用券を有効期限後に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

2 利用者及び登録事業者は、利用券を金品等と引換をしてはならない。

3 登録事業者は、偽りその他の不正な請求及び利用券に記載された利用者以外の者にサービスの提供をしてはならない。

(支給額)

第10条 サービス費の支給額は、1回当たり3,000円とし、登録事業者又はその代表者に支払われるものとする。

(登録事業者からの請求)

第11条 登録事業者又はその代表者は、利用者から提出を受けた利用券に、サービス利用料金の請求書に添えて、市長にサービス費の支給相当額を請求するものとする。

(登録事業者への支払)

第12条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに当該請求金額を登録事業者またはその代表者に支払うものとする。

(調査等)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、利用者、利用者であった者及び登録事業者に対し、必要な調査をすることができる。

(返還)

第 14 条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段によりサービス費の支給を受けた者に対し、支給したサービス費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。